

平成 28 年 2 月 29 日

各 位

会 社 名 日本管理センター株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 武藤 英明  
(コード番号：3276 東証第一部)  
問合せ先 取締役 上席執行役員 宮本 皇人  
(電話 03-6268-5225)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 14 回定時株主総会において承認されることを前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、これに伴い、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号。以下「会社法」といいます。）の施行により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するものであります。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 会社法の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役ではない取締役に付きましても、損害賠償責任を限定することが可能となりました。また、取締役に期待される役割を十分に発揮できるように、取締役の責任を法令の限度において取締役会の決議で免除できる規定を新設するため、現行定款の第 30 条（社外取締役との責任限定契約）の変更を行うものであります。なお、本変更については監査役全員の同意を得ております。
- ③ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設し、これに伴い、当該規定と重複することになる現行定款第 7 条（自己の株式の取得）及び第 47 条（中間配当）を削除するものであります。なお、本変更は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除するものではありません。

④ 上記の変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 3 月 30 日（水曜日）

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 3 月 30 日（水曜日）

4. その他

監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以上

【別紙】

(下線部は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 取締役会 ② 監査役 ③ 監査役会 ④ 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略) (自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (条文省略) (単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (条文省略) (基準日)</p> <p>第10条 (条文省略) 2 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 (条文省略) (株式取扱規程)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 (条文省略) (招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (条文省略) 2 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 取締役会 (削除) ② 監査等委員会 ③ 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり) (単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 (現行どおり) (基準日)</p> <p>第9条 (現行どおり) 2 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (株式取扱規程)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり) (招集権者及び議長)</p> <p>第13条 (現行どおり) 2 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</u></p> <p>第21条 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p><u>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第30条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(員数)</u> 第31条 当社の監査役は、3名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u> 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p><u>(取締役の責任の免除)</u> 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第33条 <u>監査等委員会の決議方法は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第34条 <u>監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第35条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u>  第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u>  第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u>  第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u>  第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第41条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第42条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人との責任限定契約) 第44条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第37条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人との責任限定契約) 第39条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第45条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当) 第46条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p> <p><u>(中間配当)</u> 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第48条 剰余金の配当及び中間配当が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 剰余金の配当及び中間配当には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第40条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議による<u>ことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。 3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当を<u>することができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第43条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 配当金には利息をつけない。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、第14回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 第14回定時株主総会終結前の社外監査役の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</u></p>

以上